

奈良県告示第三百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称 区 域	土砂災害警戒区域	区域の名称 区 域	土砂災害特別警戒区域	縦覧場所		
					区域の名称 区 域	区域の名称 区 域
急傾斜地崩 (○○四) 桜井市岩坂	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○○一) 桜井市岩坂				
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり				
急傾斜地崩 (○○四) 桜井市岩坂	区域	壊特別警戒 (○○一) 急傾斜地崩 桜井市岩坂				
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり				
とおり 次の平面図の		とおり 次の平面図の	四条に規定す る衝撃に関する事項			
及び桜井市 土木事務所 奈良県中和	役所土木課	土木事務所 及び桜井市	奈良県中和			

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。